

鳥労発基 0610 第 3 号
平成 26 年 6 月 10 日

事業者団体の長 殿

鳥取労働局長

今後における労働衛生対策の推進に関する基本方針について

平素より労働行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

労働衛生対策については、これまでも労働行政の重要課題の一つとして、その推進を図ってきたところですが、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者が胆管がん罹患していた事案が発生しており、化学物質による健康障害防止対策の徹底が改めて課題となっています。そのほか、石綿や粉じんによる健康障害防止対策についても引き続き重要な課題となっているところです。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 7 号により、今後における労働衛生対策の基本方針が厚生労働省から示されましたので、貴会傘下の事業者に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

特に化学物質による健康障害防止対策については、厚生労働省が平成 26 年 4 月 1 日付けで策定した平成 26 年度地方労働行政運営方針において「化学物質の取扱い事業場に対し、計画的に監督指導や個別指導を行い、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の遵守徹底を図る」とされています。

このため、鳥取労働局行政運営方針においても、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」、「労働衛生管理を主眼とした監督指導の実施」等の労働者の健康確保のための措置を重点施策に掲げていることから、別紙の労働衛生対策を講じるよう指導していただきますよう併せてお願いいたします。